

年金記録訂正請求に係る答申について

九州地方年金記録訂正審議会
令和4年7月19日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 0件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 九州 (受) 第 2100184 号
厚生局事案番号 : 九州 (厚) 第 2200015 号

第 1 結論

請求期間について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 29 年 7 月 14 日

A 社に在籍中の賞与について、賞与から厚生年金保険料を控除されていたが、会社が賞与の届出を行っていなかった。請求期間の賞与記録を認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者が提出した金融機関の総合口座通帳並びに請求者が A 社から受領したとする平成 29 年分の給与及び賞与の支給に係る明細書（請求期間に係る賞与を除く。）から、請求期間に同社より、給与とは別に 32 万 2,754 円振込まれていることが確認できる。

しかしながら、請求者及び請求期間において A 社の厚生年金保険被保険者記録が確認できる複数の者は、請求期間の賞与の支給に係る明細書を所持しておらず、同社に請求期間に係る賞与支給の有無等について照会を行ったものの、同社からの回答を得ることができない。

また、前述の総合口座通帳並びに平成 29 年分の給与及び賞与の支給に係る明細書、B 税務署が提出した請求者に係る平成 29 年分給与所得の源泉徴収票から確認できる給料賞与の支払金額、社会保険料等の金額を基に検証したが、請求期間における賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

このほか、請求者の請求期間における賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。